

# 経済調査 レポート

## 制度改革による 2011・12 年の家計への影響～高所得者層の可処分所得は大幅減少

経済調査部門 研究員 桑島 滋 (くわはた しげる)  
(03)3512-1838 kuwahata@nli-research.co.jp

### 【要旨】

- ・ 本稿では個人所得課税における税制・社会保障制度の改正が 2011・12 年の家計に対してどのような影響を及ぼすのかということに焦点を当て、世帯・年収別に検討した。
- ・ 試算の前提となる世帯については、制度改革の影響を最も強く受けるとされる専業主婦世帯（妻、子ども 2 人）を想定し、子どもの年齢により、ケース 1（1 歳、4 歳）、ケース 2（13 歳、10 歳）ケース 3（17 歳、13 歳）の 3 パターンに分けて検証を行った。
- ・ 制度改革が 2011 年の家計の可処分所得に及ぼす影響について、ケース 1 では年収 800 万円層と 1500 万円以上の層を除く年収層で可処分所得が増加した。ケース 2 では年収 700 万円以下の層で可処分所得が増加する一方、年収 800 万円層以上の層では可処分所得が横ばいないし減少となった。ケース 3 においては年収 700 万円以下の層で可処分所得が増加する一方、年収 800 万円以上の層では可処分所得が減少した。
- ・ 2011 年から 12 年にかけても、3 つのケースに分けて試算するといずれのケースにおいても全年収層で可処分所得が前年と比べ減少しており、特に年収 1800 万円層で減少幅が拡大することが確認できた。
- ・ 2009 年の可処分所得を基準とし、2010 年、11 年度の制度改革の影響が最終的に反映される 2013 年までの可処分所得の推移について年収別に確認すると、2010、11 年度の制度改革が低所得層の可処分所得を若干増加させる一方で、高所得層の可処分所得を大幅に減少させていることが示された。高所得層に負担増を強いるばかりでは経済そのものの活力を削ぐことにもなりかねず、今後は慎重な対応が求められる。

はじめに

12月16日、2011年度税制改正大綱が閣議決定された。最大の焦点であった法人税の実効税率の5%引き下げとその財源論を巡っては、政府税制調査会と民主党税制改正PT（プロジェクトチーム）、産業界などの間で激しい意見対立が見られ、政府税制調査会において引下げ幅圧縮の案が出るなど調整が難航したものの、最終的には5%引き下げで決着した。引き下げに必要な財源およそ1兆5000億円については、減価償却費、欠損金の繰越控除の見直しなどの企業負担に加え、相続税の見直しをはじめとした個人課税の増税などにより確保を図ることとなった。もう一つの焦点であった3歳未満に対する子ども手当の支給額2万円への引き上げとその財源論についても意見対立が見られたが、高所得者に対する給与所得控除の縮小などにより確保を図ることとなった。

本稿では個人所得課税における税制、社会保障制度の改正が2011年、12年の家計に対してどのような影響をもたらすのかということに焦点を当て、世帯・年収別に検討することとする。

## 1. 個人課税に関する2011年度税制改正の概要

最初に個人課税に関する2011年度税制改正の概要について簡単に触れておくこととする。個人課税を巡る2011年度税制改正については、基本的には昨年度税制改正の方向性が維持される形となった。すなわち、所得税については、所得再分配機能の回復や所得控除から手当へといった考え方のもと、従来、高所得者に相対的に有利となり再分配機能の低下をもたらしてきた要因の一つである所得控除の一部において見直しが適用されることとなった。また、相続税においては格差是正の観点から基礎控除の引下げによる課税ベースの拡大、税率区分の変更に伴う最高税率の引き上げが実施されることとなった。

所得控除の見直しに関して具体的にみると、収入の一定割合を必要経費として課税所得から控除する給与所得控除については、所得に応じて増加する現在の仕組みを改め、控除額に上限（245万円）を設け、年収1500万円を越える部分については控除の対象から除く仕組みへ改正されることとなった。また、それに伴い特定支出控除の対象範囲が拡大されることが決定した。

23歳から69歳の扶養親族がいる場合に適用される成年扶養控除については、所得制限が設けられ、控除の対象が課税所得400万円（給与所得約570万円）以下の人に限られることとなった。

一方、配偶者控除については、子ども手当の上乗せ支給分にあてる財源として高所得者に対する控除の見直しが検討されたが、今年度の税制改正では見送られることとなった。また、所得再分配機能強化の観点から導入が検討されている給付付き税額控除制度の導入については、社会保障番号制度の導入、社会保障制度の見直しと合わせて今後も検討を進めていくことが確認された。

相続税の見直しについては、基礎控除額が5000万円に法定相続人1人につき1000万円を加えた金額から3000万円に法定相続人1人につき600万円を加えた金額に縮小されることになった。税率区分については現行の6段階から8段階に変更され、最高税率についても現行の50%から55%へと引き上げられることとなった。

## 2. 世帯・年収別試算

### 2-1 試算の前提

次に、今後予定されている税・社会保障制度の改正が2011年・12年の家計に与える影響につ

いて、世帯・年収別に考察することとする。

はじめに試算を行う際の前提条件について定義すると、試算の前提となる世帯については、2011年・12年の税制・社会保険制度の改正の影響を最も強く受けるとされる専業主婦世帯(妻、子ども2人)を想定した。その上で子どもの年齢により、①子ども(1歳、4歳)、②子ども(13歳、10歳)③子ども(17歳、13歳)の3パターンに分け、試算した。試算については現金ベースとしており、はじめに3つのパターンそれぞれについて年収別に各世帯の所得税・住民税・社会保険料の支払額と子ども手当などの受取額を算出し、それを差し引きすることで各年の可処分所得を算出することとした。その後、可処分所得を前年と比較することで当年における制度改正が可処分所得にどのような影響をもたらしているかについて検証した。

現金ベースについて詳細に説明すると、2011年の所得税・住民税・社会保険料のうち、所得税、社会保険料については2011年中の所得、給与に課されるものを指している。住民税については、2009年中の所得に課される負担額(2010年6月から2011年5月の間に負担)5ヵ月分と、2010年中の所得に課される負担額(2011年6月から2012年5月の間に負担)7ヵ月分を合算することにより算出している。子ども手当などの受取額についても、あくまで受取り時点での計上としており、例えば2010年の子ども手当受取額については、6月に支給された4、5月の2ヵ月分と10月に支給された6から9月の4ヵ月分の合計6ヵ月分としている。

その他、負担する社会保険料、所得税・住民税にかかる所得控除等の詳細については、図表1の通りとする。

(図表1) 試算の前提条件(2010年度時点)

	年齢	収入	家族構成	社会保険(負担分)	所得税・住民税における所得控除等	備考
ケース1	35	給与収入のみ(*)	妻、子ども2人(4歳、1歳)	・健康保険(協会けんぽ) ・厚生年金 ・雇用保険	・給与所得控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税)	(*)ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給
ケース2	45	給与収入のみ(*)	妻、子ども2人(13歳、10歳)	・健康保険(協会けんぽ) ・介護保険第2号 ・厚生年金 ・雇用保険	・給与所得控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税)	(*)ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給
ケース3	45	給与収入のみ(*)	妻、子ども2人(17歳、13歳)	・健康保険(協会けんぽ) ・介護保険第2号 ・厚生年金 ・雇用保険	・給与所得控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除、特定扶養控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税)	(*)ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給

前提とする制度改正のスケジュールについては、図表2の通りである。ここで留意すべき点としては、税制改正の年度と実際に制度が適用される時期にはズレがある点であり、例えば2011

年度の税制改正で決定した給与所得控除の上限（245万円）設定、成年扶養控除に対する所得制限（課税所得400万円以下）導入が実際に適用されるのは所得税では2012年1月、住民税では2013年6月である。

したがって、2011年の家計に影響を及ぼす主な制度要因については、2010年度税制改正にて決定した15歳までの扶養親族に対する扶養控除の廃止（38万円）と、高校授業料無償化に伴う特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分廃止（25万円）、厚生年金保険料率引上げであり、2011年度税制改正の影響が家計に及ぶのは2012年以降ということになる。

（図表2）試算に織り込んだ制度改正

実施時期		所得税・住民税の改定	社会保障制度等の改定
2010年	4月 6月 10月		(-)雇用保険・健康保険・介護保険、(+)高校授業料無償化 (保険料の引上げ) (+)子ども手当の支給開始 (-)児童手当の収束 (-)厚生年金 (保険料の引上げ)
2011年	1月 6月 10月	(-)所得税 (年少扶養親族に対する扶養控除の廃止) (特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止)	(+)子ども手当 (3歳未満支給額上乗せ) (-)厚生年金 (保険料の引上げ)
2012年	1月	(-)所得税 (成年扶養控除所得制限の導入) (給与所得控除上限額の導入)	
2012年	4月 6月 10月	(-)住民税 (年少扶養親族に対する扶養控除の廃止) (特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止)	(-)厚生年金 (保険料の引上げ)

(注)(+)は可処分所得増、(-)は可処分所得減を示す。

## 2-2 家計に与える影響（2010年から2011年）

はじめにケース1（3歳未満の子どもがいる場合）について、制度改正が2010年から2011年にかけての家計の可処分所得に与える影響を収入別にみると、年収800万円層と1500万円以上の層を除く年収層で可処分所得が増加することが確認できる（図表3）。

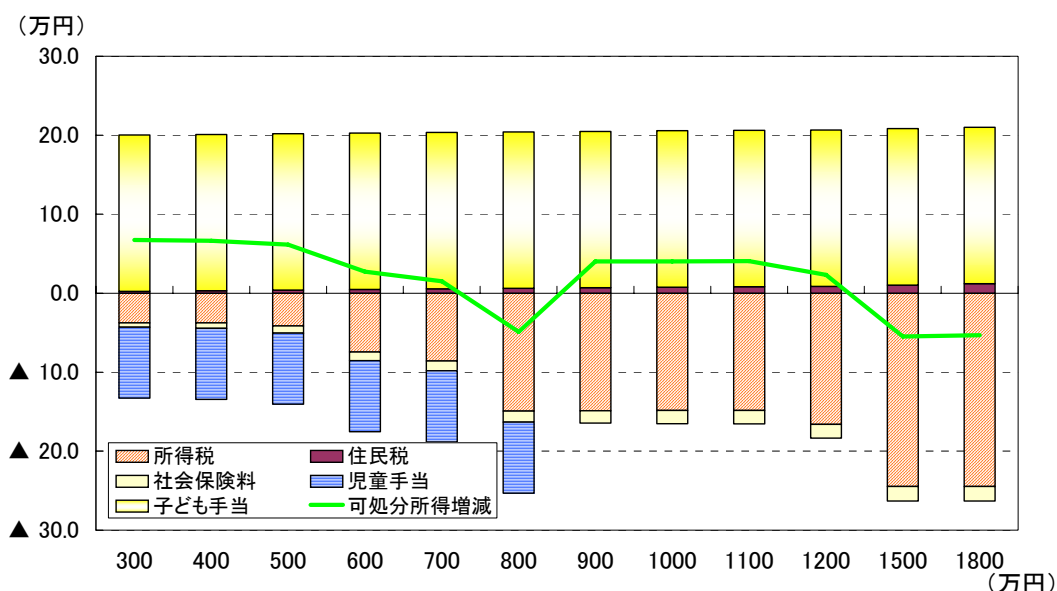
年収ごとの可処分所得の増加幅については、年収800万円層と900万円層の間に段差が見られ、可処分所得の増加幅が最も大きい年収300万円層から800万円層までは年収の増加に伴い増加幅が縮小し、年収800万円層で▲4.9万円と減少に転じている。一方、900万円層以上については、年収900万円層で4.0万円と再び増加となった後、年収1800万円層にかけて増加幅が縮小し、1800万円層で▲5万円程度の減少となる。

可処分所得の増加幅について、年収800万円層と900万円層の間に段差が生じた理由は、一定の所得以下の人に対し従来支給されていた児童手当が支給されなくなったことである。2010年

以降、児童手当にかわって子ども手当の支給が開始されたことから 2010 年の児童手当支給分が年収 800 万円以下層の可処分所得を押し下げる方向に寄与している。

児童手当とは、小学校終了前の児童を養育している人を対象として、3 歳未満に対し一律月額 1 万円、3 歳以上に対し、第一子・第二子 5 千円、第 3 子以降 1 万円を支給する制度であり、支給にあたっては子ども手当と異なり所得制限（子ども 2 人の場合、概ね年収 860 万円以下）が設けられていた。ケース 1 の場合においては、3 歳未満の子どもがいるため、2010 年 2 月に 2009 年 10 月から 2010 年 1 月までの 4 ヶ月分、1 回目子ども手当が支給された 2010 年 6 月には、2010 年 2 月から 3 月分までの 2 ヶ月分の計 6 ヶ月分の 9 万円が支給されており、2010 年から 2011 年にかけてはこの分が可処分所得の押し下げ要因となっている。

(図表 3) 年収水準別にみた可処分所得の増減(子ども2人、4歳、1歳)(2010年⇒2011年)



可処分所得の増減を要因別にみると、児童手当以外では子ども手当が可処分所得を大きく押し上げる一方、扶養控除廃止に伴う所得税の増加が可処分所得を押し下げていることが確認できる(図表 3)。

より詳細に確認すると、子ども手当については、3 歳未満に対する子ども手当支給額の上乗せ(1 万 3 千円から 2 万円) 分に加え、2011 年では子ども手当の支給月数が 12 ヶ月分となること大きい。既述の通り 2010 年の子ども手当については、支給が 6 月支給(4、5 月の 2 ヶ月分)、10 月支給(6 から 9 月の 4 ヶ月分) の実質 6 ヶ月分に留まっていた。2010 年から 2011 年にかけては子ども手当の増加分だけで可処分所得を 19.8 万円押し上げることが見込まれる。

所得税については、2011 年 1 月以降、15 歳までの年少扶養親族に対する扶養控除廃止(38 万円)により、所得税計算時において課税所得が増加する。そのため、年収 300 万円から 500 万円層で 4 万円程度、年収 1000 万円層で 15 万円程度、年収 1800 万円層では 25 万円程度所得税

が増加する。高所得層になるに従い増加している理由は所得税の計算方法が超過累進税率を適用しているためであり、限界税率の高い高所得層になる程所得税の負担額は大きくなる。

住民税については、可処分所得の増加要因となっているが、これは社会保険料負担の増加により、住民税の所得控除項目の社会保険料控除が増加した結果、住民税の課税所得が減少したためである。

(図表 4) 制度改正による可処分所得変動の要因別内訳(2010年～2011年)  
2011(対前年)

	所得税	住民税	社会保険料	児童手当	子ども手当	可処分所得増減
300	▲ 3.8	0.2	▲ 0.5	▲ 9.0	19.8	6.7
400	▲ 3.8	0.3	▲ 0.7	▲ 9.0	19.8	6.6
500	▲ 4.2	0.4	▲ 0.9	▲ 9.0	19.8	6.1
600	▲ 7.5	0.5	▲ 1.1	▲ 9.0	19.8	2.7
700	▲ 8.6	0.5	▲ 1.2	▲ 9.0	19.8	1.5
800	▲ 14.9	0.6	▲ 1.4	▲ 9.0	19.8	▲ 4.9
900	▲ 14.9	0.7	▲ 1.6	0.0	19.8	4.0
1000	▲ 14.9	0.8	▲ 1.7	0.0	19.8	4.0
1100	▲ 14.9	0.8	▲ 1.7	0.0	19.8	4.1
1200	▲ 16.6	0.9	▲ 1.7	0.0	19.8	2.3
1500	▲ 24.5	1.0	▲ 1.8	0.0	19.8	▲ 5.5
1800	▲ 24.5	1.2	▲ 1.8	0.0	19.8	▲ 5.3

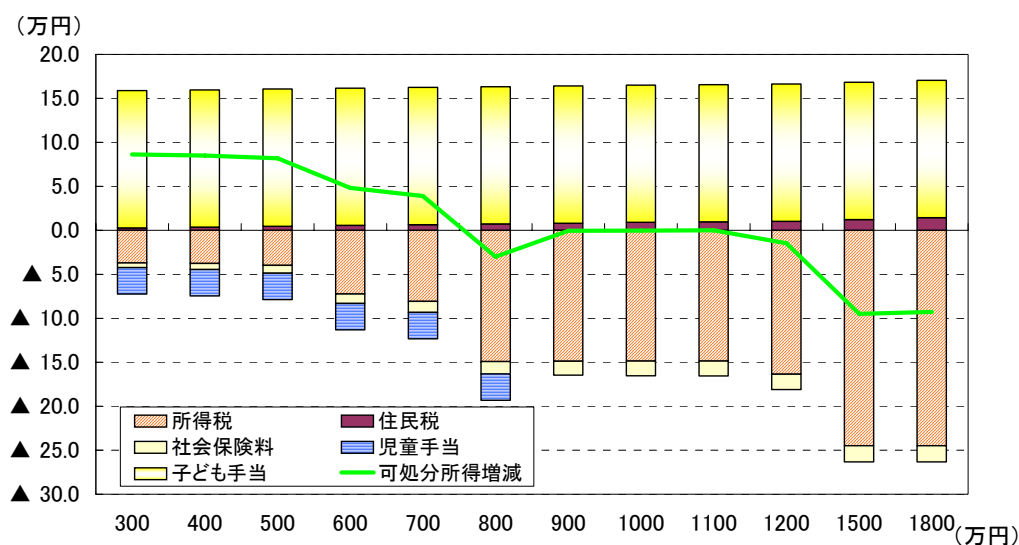
次にケース 2 の中学生と小学生の子どもがいる世帯について、制度改正が 2010 年から 2011 年の家計に与える影響について収入別にみると、年収 700 万円以下の層については全層で可処分所得が増加している。一方、年収 800 万円層以上の層では可処分所得が横ばいなし減少している(図表 5)。

ケース 1 との主な違いは①3 歳未満の子どもがいないため、2011 年の子ども手当の受取額がケース 1 に比べ 4.2 万円少ないこと、②年収 800 万円以下の層が 2010 年に受給していた児童手当の額がケース 1 に比べ 6 万円<sup>1</sup>少なかったことである。

年収 800 万円以下の層については①、②の要素がほぼ相殺することにより、ケース 1 とほぼ同様の増減状況となるが、年収 900 万円以上の層では①の影響のみとなるため、可処分所得が横ばいなしは減少している。

<sup>1</sup> 児童手当は中学生には不支給のため、ケース 2 において月額支給額は子ども 1 人分の 5000 円にとどまる。

(図表 5) 年収水準別にみた可処分所得の増減(子ども2人、13歳、10歳)(2010年⇒2011年)



年収ごとの可処分所得の増加幅については年収 300 万円層が 8.6 万円と最も大きくケース 1 同様 800 万円層までは年収の増加に伴い増加幅が縮小し、年収 800 万円層で▲3.0 万円と減少に転じている。年収 900 万円以上の層については横ばいしないし減少となり、特に年収 1500 万円以上の層では減少幅が大きく▲10 万円近い減少となっている。

(図表 6) 制度改正による可処分所得変動の要因別内訳(2010年～2011年)  
2011(対前年)

	所得税	住民税	社会保険料	児童手当	子ども手当	可処分所得増減
300	▲ 3.7	0.3	▲ 0.5	▲ 3.0	15.6	8.6
400	▲ 3.8	0.4	▲ 0.7	▲ 3.0	15.6	8.5
500	▲ 4.0	0.5	▲ 0.9	▲ 3.0	15.6	8.2
600	▲ 7.2	0.6	▲ 1.1	▲ 3.0	15.6	4.8
700	▲ 8.1	0.6	▲ 1.2	▲ 3.0	15.6	3.9
800	▲ 14.9	0.7	▲ 1.4	▲ 3.0	15.6	▲ 3.0
900	▲ 14.9	0.8	▲ 1.6	0.0	15.6	▲ 0.1
1000	▲ 14.9	0.9	▲ 1.7	0.0	15.6	▲ 0.0
1100	▲ 14.9	1.0	▲ 1.7	0.0	15.6	0.0
1200	▲ 16.4	1.0	▲ 1.7	0.0	15.6	▲ 1.5
1500	▲ 24.5	1.2	▲ 1.8	0.0	15.6	▲ 9.5
1800	▲ 24.5	1.4	▲ 1.8	0.0	15.6	▲ 9.3

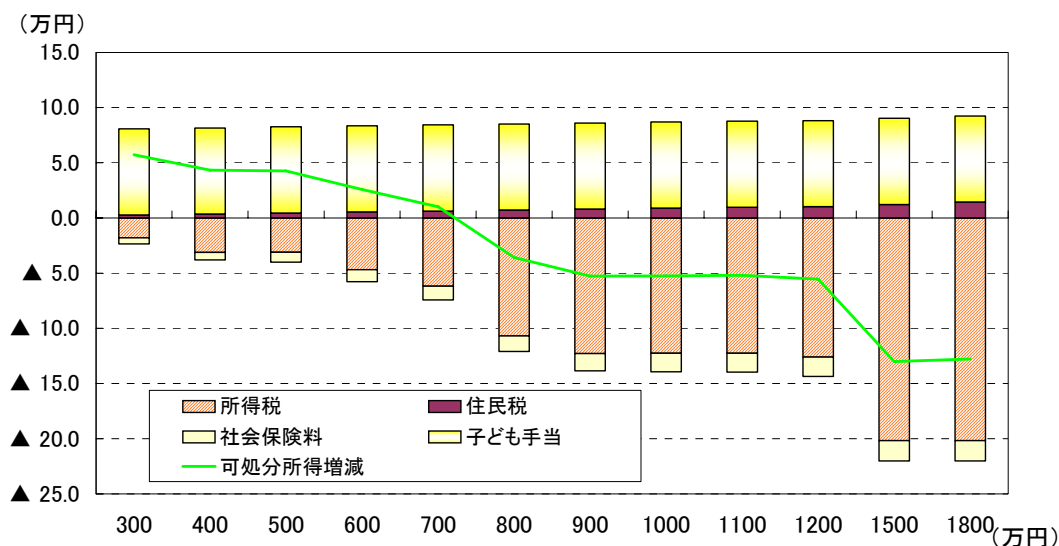
最後にケース 3 の高校生の子どもがいる世帯についてケース 1、2 同様、制度改正が 2010 年から 2011 年にかけての家計に与える影響について収入別にみると、年収 700 万円以下の層については、全層で可処分所得が増加しており、年収 800 万円以上の層については全層で可処分所得

が減少している（図表 7）。

ケース 1、2 との主な違いは①3 歳未満の子どもがおらず、15 歳以下の子どもが 1 人のため、2011 年の子ども手当の受取額がケース 1 に比べ 19.8 万円、ケース 2 に比べ 15.6 万円少ないこと、②小学生以下の子どもがいないため 2010 年の児童手当の支給がなく、児童手当が 2011 年度の可処分所得の減少要因となっていないこと、③17 歳の子どもがいるため、所得控除の縮小額が 15 歳未満の扶養控除廃止分の 38 万円と特定扶養控除廃止分 25 万円を合わせた 63 万円にとどまり、ケース 1、2 の 76 万円と比べて小さくなることである。

年収 800 万円以下の層については、②、③による可処分所得の減少幅の縮小を①の増加幅の縮小が大きく上回ることから、ケース 1、2 に比べて可処分所得の増加幅が小さい。年収 900 万円以上の層については②の要素が剥落することから減少幅がさらに拡大している。

（図表 7） 年収水準別にみた可処分所得の増減（子ども 2 人、17 歳、13 歳）（2010 年⇒2011 年）



年収ごとの可処分所得の増加幅については年収 300 万円層が 5.7 万円と最も大きく年収の増加に伴い増加幅が縮小し、年収 800 万円で減少に転じた後、年収の増加に伴い減少幅が次第に大きくなり、年収 1500 万円以上の層では▲13 万円程度の減少となっている（図表 8）。



(図表 8) 制度改正による可処分所得変動の要因別内訳(2010年～2011年)

	2011(対前年)				
	所得税	住民税	社会保険料	子ども手当	可処分所得増減
300	▲ 1.8	0.3	▲ 0.5	7.8	5.7
400	▲ 3.1	0.4	▲ 0.7	7.8	4.3
500	▲ 3.1	0.5	▲ 0.9	7.8	4.3
600	▲ 4.7	0.6	▲ 1.1	7.8	2.6
700	▲ 6.2	0.6	▲ 1.2	7.8	1.0
800	▲ 10.7	0.7	▲ 1.4	7.8	▲ 3.6
900	▲ 12.3	0.8	▲ 1.6	7.8	▲ 5.3
1000	▲ 12.3	0.9	▲ 1.7	7.8	▲ 5.2
1100	▲ 12.3	1.0	▲ 1.7	7.8	▲ 5.2
1200	▲ 12.6	1.0	▲ 1.7	7.8	▲ 5.5
1500	▲ 20.2	1.2	▲ 1.8	7.8	▲ 13.0
1800	▲ 20.2	1.4	▲ 1.8	7.8	▲ 12.8

### 2-3 家計に与える影響 (2011 年から 2012 年)

続いて、今回の制度改正が 2011 年から 2012 年の家計の可処分所得に与える影響についても検証する。ただし、2012 年の試算にあたっては、子ども手当の支給額を 2011 年のまま据え置いており、2012 年度の制度改正により支給額が増加される可能性があるなど不透明な要素が多いことから相当の幅を持つてみる必要がある。

2012 年は、1 月からの給与所得控除に対する上限設定 (245 万円)、成年扶養控除に対する所得制限 (課税所得 400 万円以下) に加え、6 月からは住民税においても年少扶養控除の廃止 (33 万円)、特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分 (12 万円) の廃止が適用される。

これらの影響を 2010 年から 11 年にかけてと同様、3 つのケースに分けて試算するといずれにおいても全層で可処分所得が前年と比べ減少していることが確認できる (図表 9 から 11)。特に減少幅では、給与所得控除の上限設定 (245 万円) の影響から年収 1800 万円層で大きくなっている。

ケース間による比較を行うと、可処分所得の変動要因のうち、ケース間において異なるものは①ケース 1 で 4.2 万円の子ども手当増加分<sup>2</sup>があること、②ケース 3 で 17 歳の子どもがいるため、住民税の所得控除縮小額が扶養控除廃止分の 33 万円と特定扶養控除廃止分 12 万円を合わせた 45 万円にとどまり、ケース 1、2 の 66 万円と比べて小さくなることである。

その結果、ケース 1 ではケース 2 に比べて可処分所得の減少幅が 4 万円程度小さく、ケース 3 でもケース 2 に比べ可処分所得の減少幅が 1 万円小さくなっている。また、2010 年から 2011 年にかけて制度改正が及ぼす影響との比べると、ケース間の差は縮小しており最も可処分所得の減少が小さいケース 1 と最も大きいケース 3 で 4.2 万円程度の差となっている。

<sup>2</sup> 2011 年に上乗せ支給された子ども手当は 2011 年 4 月以降のものであり、2011 年 2 月支給分 (2010 年 10 月から 2011 年 1 月分)、2011 年 2 月、3 月分の 6 ヶ月分については上乗せ支給されていない。そのため 2012 年の支給総額については 2011 年から 4.2 万円増加する。

(図表 9) ケース①制度改正による可処分所得変動の要因別内訳(2011年~2012年)

2012(対前年)					
	所得税	住民税	社会保険料	子ども手当	可処分所得増減
300	0.0	▲ 3.8	▲ 0.5	4.2	▲ 0.1
400	0.0	▲ 3.8	▲ 0.7	4.2	▲ 0.3
500	0.1	▲ 3.8	▲ 0.9	4.2	▲ 0.4
600	0.1	▲ 3.8	▲ 1.1	4.2	▲ 0.6
700	0.2	▲ 3.8	▲ 1.2	4.2	▲ 0.6
800	0.3	▲ 3.8	▲ 1.4	4.2	▲ 0.7
900	0.3	▲ 3.8	▲ 1.6	4.2	▲ 0.8
1000	0.3	▲ 3.8	▲ 1.7	4.2	▲ 0.9
1100	0.3	▲ 3.8	▲ 1.7	4.2	▲ 0.9
1200	0.4	▲ 3.7	▲ 1.7	4.2	▲ 0.9
1500	0.6	▲ 3.7	▲ 1.8	4.2	▲ 0.8
1800	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 1.8	4.2	▲ 5.7

(図表 10) ケース②制度改正による可処分所得変動の要因別内訳(2011年~2012年)

2012(対前年)				
	所得税	住民税	社会保険料	可処分所得増減
300	0.0	▲ 3.8	▲ 0.5	▲ 4.3
400	0.0	▲ 3.8	▲ 0.7	▲ 4.5
500	0.1	▲ 3.8	▲ 0.9	▲ 4.6
600	0.1	▲ 3.8	▲ 1.1	▲ 4.8
700	0.2	▲ 3.8	▲ 1.2	▲ 4.8
800	0.3	▲ 3.8	▲ 1.4	▲ 4.9
900	0.3	▲ 3.8	▲ 1.6	▲ 5.0
1000	0.3	▲ 3.8	▲ 1.7	▲ 5.1
1100	0.3	▲ 3.8	▲ 1.7	▲ 5.1
1200	0.4	▲ 3.7	▲ 1.7	▲ 5.1
1500	0.6	▲ 3.7	▲ 1.8	▲ 5.0
1800	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 1.8	▲ 9.9

(図表 11) ケース③制度改正による可処分所得変動の要因別内訳(2011年~2012年)

2012(対前年)				
	所得税	住民税	社会保険料	可処分所得増減
300	0.0	▲ 2.6	▲ 0.5	▲ 3.1
400	0.0	▲ 2.6	▲ 0.7	▲ 3.2
500	0.0	▲ 2.6	▲ 0.9	▲ 3.4
600	0.1	▲ 2.6	▲ 1.1	▲ 3.5
700	0.1	▲ 2.6	▲ 1.2	▲ 3.7
800	0.3	▲ 2.5	▲ 1.4	▲ 3.7
900	0.3	▲ 2.5	▲ 1.6	▲ 3.8
1000	0.3	▲ 2.5	▲ 1.7	▲ 3.9
1100	0.3	▲ 2.5	▲ 1.7	▲ 3.9
1200	0.4	▲ 2.5	▲ 1.7	▲ 3.9
1500	0.6	▲ 2.5	▲ 1.8	▲ 3.8
1800	▲ 4.3	▲ 2.5	▲ 1.8	▲ 8.7

### 3. 高所得層で大幅減少となる可処分所得

本稿では、制度改正が2011年、12年の家計の可処分所得にどのような影響を及ぼすかについて、3つの専業主婦世帯を対象に年収別に検証してきた。その結果、子どもの年齢、世帯主の年収により、制度改正が家計に及ぼす影響については異なることが示された。

2010年から11年にかけての影響では、これまで見てきた3ケースの比較によると、可処分所得の増加幅が最も大きくなるのはケース2の低・中所得世帯であり、可処分所得の減少幅が最も大きくなるのはケース3の高所得世帯であることが確認できた。また2011年から12年にかけては、全世帯、全ケースで可処分所得が減少となるも、相対的にケース1の減少幅が小さくケース3の減少幅が大きくなることが確認できた。

ただし、制度改正が家計の可処分所得に及ぼす影響について暦年ごとにケース間比較をすることは必ずしも適切であるとはいえない。なぜなら制度改正が適用されるタイミングによってその効果は大きく異なるからだ。例えば、2009年から10年にかけて制度改正が家計の可処分所得に及ぼした影響について試算すると、高校授業料無償化の影響からケース3の可処分所得が全年収層で増加し、3ケースの中で最も可処分所得の増加幅が大きくなるという結果が得られた。

そこで子ども手当の支給、各種所得控除の廃止など可処分所得を大きく変動させる制度改正導入前の2009年の可処分所得を基準とし、2010年、2011年度の制度改正の影響が最終的に反映される2013年までの可処分所得の推移について3つのケースにおいて検証した(図表12~14)。結果、2013年の可処分所得が2009年に比べて最も増加したのはケース3の年収300万円層で増加幅は11.2万円となり、その他のケース1、2の年収300万円層の増加幅は1.6万円、4.8万円と若干の増加にとどまった。一方、可処分所得が最も減少したのはケース2の年収1800万円層で減少幅は▲24.1万円となった。また3つのケースいずれにおいても年収1500万円を越える高所得層で可処分所得が大きく減少することが確認できた。

(図表12) ケース①年収水準別にみた可処分所得の推移(2009年~2013年)  
(単位:万円)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
300	284.9	283.0	289.8	289.6	286.5
(2009年比)	—	▲1.9	4.9	4.7	1.6
600	517.1	513.3	516.0	515.4	511.9
(2009年比)	—	▲3.8	▲1.1	▲1.6	▲5.2
900	709.1	713.2	717.2	716.4	712.6
(2009年比)	—	4.0	8.1	7.3	3.5
1200	910.4	913.0	915.3	914.4	910.6
(2009年比)	—	2.6	4.9	4.0	0.2
1500	1099.2	1101.6	1096.1	1095.4	1091.7
(2009年比)	—	2.5	▲3.0	▲3.8	▲7.5
1800	1268.0	1269.3	1263.9	1258.2	1253.6
(2009年比)	—	1.2	▲4.1	▲9.8	▲14.4

(図表 1 3) ケース②年収水準別にみた可処分所得の推移(2009年～2013年)  
(単位:万円)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
300	271.4	275.1	283.7	279.4	276.2
(2009年比)	—	3.7	12.3	8.0	4.8
600	502.2	503.4	508.3	503.5	499.9
(2009年比)	—	1.3	6.1	1.3	▲ 2.2
900	705.5	708.6	708.5	703.5	699.8
(2009年比)	—	3.1	3.1	▲ 1.9	▲ 5.7
1200	905.5	906.8	905.3	900.3	896.4
(2009年比)	—	1.3	▲ 0.1	▲ 5.2	▲ 9.1
1500	1094.2	1095.4	1085.9	1080.9	1077.2
(2009年比)	—	1.2	▲ 8.3	▲ 13.3	▲ 17.0
1800	1261.9	1261.6	1252.3	1242.4	1237.8
(2009年比)	—	▲ 0.3	▲ 9.6	▲ 19.6	▲ 24.1

(図表 1 4) ケース③年収水準別にみた可処分所得の推移(2009年～2013年)  
(単位:万円)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
300	266.7	277.5	283.2	280.1	277.8
(2009年比)	—	10.8	16.6	13.5	11.2
600	498.6	507.1	509.7	506.1	503.4
(2009年比)	—	8.4	11.0	7.5	4.8
900	711.7	719.0	713.7	710.0	707.1
(2009年比)	—	7.3	2.1	▲ 1.7	▲ 4.6
1200	911.7	917.2	911.7	907.8	904.9
(2009年比)	—	5.5	▲ 0.0	▲ 3.9	▲ 6.8
1500	1103.6	1109.0	1096.0	1092.3	1089.5
(2009年比)	—	5.4	▲ 7.6	▲ 11.4	▲ 14.2
1800	1271.4	1275.2	1262.4	1253.7	1250.0
(2009年比)	—	3.9	▲ 8.9	▲ 17.6	▲ 21.3

このことは 2010、11 年度の制度改正が低所得者の可処分所得を若干増加させる一方で、高所得者の可処分所得を大きく減少させることを示している。所得再分配機能の強化という観点から考えればある程度高所得層の負担が増加することは仕方ないが、2011 年度税制改正で決定した給与所得控除の上限設定、成年扶養控除の廃止などについては子ども手当増額支給分の財源を捻出するために半ば帳尻合わせ的に決められた感が否めない。2009 年の衆院選マニフェストでは子ども手当の財源に配偶者控除廃止分をあてることが明記されていることから決定にいたるまでの過程については大いに疑問が残る。高所得層に負担増を強いるばかりでは経済そのものの活力を削ぐことにもなりかねず、今後は高所得者の負担ばかりが過大なものとならないよう慎重な対応が求められる。

(参考文献)

(財)大蔵財務協会編(2010)「平成22年度版 私たちの税金」

迫田英典編(2010)「図説日本の財政 平成22年度版」東洋経済新報社

篠原哲(2004)「制度改正による勤労者世帯の税・社会保障負担の動向」ニッセイ基礎研究所  
経済調査レポート No.2003-2

篠原哲(2005)「制度改正による2006・2007年の家計への影響」ニッセイ基礎研究所経済調査レポート No.2005-02

財務省「平成22年度税制改正大綱」

財務省「平成23年度税制改正大綱」

---

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものでもありません。